

平成29年度
女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託

仕 様 書

平成29年7月
松田町 定住少子化担当室

目次

第1章 総則 -----	2
第1条 適用範囲.....	2
第2条 業務の目的.....	2
第3条 準拠する法令等.....	2
第4条 業務計画等の提出.....	2
第5条 疑義.....	2
第6条 秘密の保持.....	3
第7条 個人情報保護.....	3
第8条 損害の賠償.....	3
第9条 資料の貸与及び保管.....	3
第10条 検査.....	3
第11条 成果品の帰属.....	3
第12条 成果品の瑕疵.....	3
第13条 実施期間及び納入場所.....	3
第2章 業務内容 -----	4
第14条 作業項目等.....	4
第15条 計画準備.....	4
第16条 駅周辺におけるコンパクトシティ創生に向けた拠点施設の調査・検討.....	4
第17条 拠点整備及び運営手法検討に向けた現状の把握・分析(前提条件等の整理).....	4
第18条 拠点施設整備に向けたコンセプトと基本方針の検討.....	5
第19条 改修工事発注図書の作成等.....	5
第20条 施設に係る管理・運営手法の検討.....	5
第21条 関係団体・学識者ヒアリング.....	5
第22条 庁内検討委員会の開催支援.....	5
第23条 女性の起業促進に向けた人材育成.....	5
第24条 拠点施設の運営母体組織組成に向けた活動支援.....	5
第25条 報告書のとりまとめ.....	5
第26条 成果品.....	6

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は、松田町（以下、「発注者」という。）が実施する「平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託」（以下、「本業務」という。）に適用し、受注者が施行しなければならない事項を定めたものである。

第2条 業務の目的

- 1 平成28年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業の成果等を踏まえるとともに、継続して女性目線からのまちづくりを基本に、駅周辺におけるコンパクトシティ化による賑わいの創出や、女性目線からのイメージアップにつなげていくため、公共施設（町有施設）の再編等に向けた本格的な調査・検討を行うほか、拠点施設の整備に向けた基本的な設計プラン等の作成を進めていくことを目的とする。

また、上記にあわせ、人材育成や組織づくりについては、将来の自立した運営や活動が行えるよう、民間企業のノウハウを活用した講演会やワークショップ等を開催し、意識啓発を高めながら、母体組織を組成するものとする。

第3条 準拠する法令等

- 1 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び次の各号に掲げる関係法令等に準拠して行うものとする。
 - (1) まち・ひと・しごと創生法
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - (3) 男女共同参画社会基本法
 - (4) 松田町契約規則
 - (5) 個人情報保の保護に関する法律
 - (6) 松田町個人情報保護条例
 - (7) その他関係法令等

第4条 業務計画等の提出

- 1 受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な協議を行い、次の各号に掲げる事項を明確にした業務計画書を発注者に提出し承認を得なければならない。また、これを変更する場合においても同様とする。
 - (1) 着手届
 - (2) 管理技術者届
 - (3) 配置技術者調書
 - (4) 工程表
 - (5) 業務計画書

第5条 疑義

- 1 本仕様書及び契約書等に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、速やかに発注者に報告し、相互協議のうえ、発注者の指示に従い、本業務を遂行するものとする。

第6条 秘密の保持

- 1 受注者はこの契約による業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第7条 個人情報保護

- 1 受注者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、その漏洩・紛失等が無いよう適切な管理体制とセキュリティ体制により万全の処置を尽くし、個人の権利利益を侵すことのないようにしなければならない。

第8条 損害の賠償

- 1 本業務遂行中に、受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。

第9条 資料の貸与及び保管

- 1 本業務を実施する上で必要な資料については、発注者は受注者に次のものを貸与する。
 - (1) 松田町第5次総合計画
 - (2) 松田町人口ビジョン及び総合戦略
 - (3) 平成28年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業報告書
 - (4) その他業務上必要と思われる資料
- 2 受注者は、貸与された関係資料及びデータ等について、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- 3 受注者は、貸与された関係資料を慎重に取り扱い・破損・紛失がないよう、取り扱い及び保管等を社内規定に基づき行うとともに、これら貸与資料を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 4 受注者は、本業務完了後速やかに、発注者に返還しなければならない。

第10条 検査

- 1 受注者は、本業務完了後速やかに成果品を発注者に提出し、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

第11条 成果品の帰属

- 1 本業務における成果品については、すべて発注者に帰属し、発注者の承諾を受けずに複製・公表及び貸与してはならない。

第12条 成果品の瑕疵

- 1 受注者は本業務完了後、その過失又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

第13条 実施期間及び納入場所

- 1 本業務の実施期間及び納入場所は、次のとおりとする。
 - (1) 本業務実施期間 契約日から平成30年3月26日
 - (2) 納入場所 松田町定住少子化担当室

第2章 業務内容

第14条 作業項目等

1 本業務の整備対象地の概要及び作業項目、数量は、以下のとおりとする。

(1) 対象地の概要

- ①位置 : 松田町松田惣領321番地1
- ②敷地面積 : 4,823.69㎡
- ③用途地域 : 第一種中高層住居専用地域
- ④既存建物 : 本館(2階建て:延床面積998.74㎡)、倉庫(2階建て:延床面積322.50㎡)、
車庫(延床面積:390.00㎡)ほか

(2) 作業項目

- ①計画準備
- ②駅周辺におけるコンパクトシティ創生に向けた拠点施設の調査・検討
- ③拠点施設整備及び運営手法検討に向けた現状の把握・分析(前提条件等の整理)
- ④拠点施設整備に向けたコンセプトと基本方針の検討
- ⑤改修工事発注図書の作成等
- ⑥施設に係る管理・運営の検討
- ⑦関係団体・学識者ヒアリング
- ⑧庁内検討委員会の開催支援
- ⑨女性の起業促進に向けた人材育成
- ⑩拠点施設の運営母体組織組成に向けた活動支援
- ⑪報告書のとりまとめ

第15条 計画準備

1 本業務の着手にあたり、業務の実施方針、内容、作業工程、実施体制等について明らかにした業務計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。なお、作業項目における各作業内容の検討にあたっては町内事業者等との連携に留意することとする。

第16条 駅周辺におけるコンパクトシティ創生に向けた拠点施設の調査・検討

1 既存資料等を基に、松田町における望ましいコンパクトシティのあり方を検討するとともに、駅周辺におけるコンパクトシティ創生に向けて、賑わいの創出や女性が輝き活躍する拠点として旧松田土木事務所のあり方について、調査・検討を行う。

第17条 拠点整備及び運営手法検討に向けた現状の把握・分析(前提条件等の整理)

- 1 本業務に関する本町の上位計画やその他の関連計画等を整理し、本町の施策における事業の位置づけ等について整理する。
- 2 駅周辺のコンパクトシティ創生に向けて重要な基礎資料となる本地区を含む町全体の人口特性を整理するとともに、駅周辺における公共施設の利用状況(利用者の属性、利用率等)について整理する。
- 3 拠点整備の対象となる旧松田土木事務所の活用を検討する基礎資料とするため、本地区の敷地条件、道路条件、建築物(規模、老朽化度、インフラ供給状況、設備水準)、外構、敷地内障害物(植栽、囲障)等について目視等による調査を行い、現状等について整理・把握する。

第18条 拠点施設整備に向けたコンセプトと基本方針の検討

- 1 第17条の整理を踏まえ、平成30年度以降の拠点施設整備の目的を整理し、本事業の遂行に向けた基本的なコンセプトとともに、基本方針の検討を行う。なお、検討に当たっては、以下の内容等を踏まえるものとする。
- 2 「平成28年度 女性が輝き活躍するコンパクトシティ創成事業報告書」や地域再生計画等を踏まえ、平成30年度以降に整備を進めていく施設で必要な機能や、新たに導入していくべき機能等についての検討を行う。
- 3 施設の収支計画の策定及び地域再生計画におけるK P Iの達成に向けた計画策定を行う。
- 4 平成30年度以降の施設整備に向けた敷地条件や道路条件、インフラ条件等の必要な条件を把握し、整理するとともに、ゾーニング、動線計画、配置計画等の施設全体の基本プランの検討を行う。
- 5 平成30年度以降の施設整備に向けて必要となる概算事業費を算出する。
- 6 施設計画案をわかりやすく明示するため、イメージパースや町民向けの説明資料等を作成する。

第19条 改修工事発注図書の作成等

- 1 第18条の検討を踏まえ、今後の施設整備を実施するにあたって、地元企業等との連携も踏まえた発注手法を検討するとともに、必要となる発注図書の作成を行う。

第20条 施設に係る管理・運営手法の検討

- 1 町民等が主体となる将来の自立した施設の管理・運営手法の検討を行う。

第21条 関係団体・学識者ヒアリング

- 1 拠点施設整備に向けて、施設等の利用が想定される関係団体へのヒアリングを実施し、意向等を把握する。
- 2 また、施設計画案等について専門的な観点から検証を行うために、学識者へのヒアリングを実施する。

第22条 庁内検討委員会の開催支援

- 1 庁内での合意形成を図る組織として検討委員会を設置し、資料や報告書等の作成支援を行う。
- 2 庁内検討委員会については4回程度の開催を想定する。

第23条 女性の起業促進に向けた人材育成

- 1 女性の起業を促進するため、先進的な活動を進めている団体や組織等の情報収集を行うとともに、実践力を身に付けることを目的とした講演会や実証実験等を開催する。

第24条 拠点施設の運営母体組織組成に向けた活動支援

- 1 将来的な活動組織の設立・運営に向けた準備組織を立ち上げるとともに、今後の施設の管理・運営や事業の企画・展開等についての検討を行う。

第25条 報告書のとりまとめ

- 1 受注者は、以上の検討結果や活動結果等を報告書として取りまとめる。

第26条 成果品

1 本業務における成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--|----------|
| ①平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業報告書
(A4両面カラー、ドッチファイル、全体約100頁程度想定) | 2部 (正・副) |
| ②平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業報告書 (概要版)
(A4両面カラー、簡易ファイル、全体約10頁程度想定) | 10部 |
| ③イメージパース及び町民向け説明資料 | 一式 |
| ④改修工事発注図書等 | 一式 |
| ⑤その他、町が必要とする書類 (関連資料・データ等) | 一式 |